

第11回 Jークレジット制度運営委員会 議事概要

Jークレジット制度運営委員会事務局

日 時：平成28年9月28日（水）10：00－12：00

場 所：経済産業省 別館1階 108省庁共用会議室

委 員：山地副委員長、大塚委員、須藤委員、二宮委員、前田委員、丸山委員

事務局：経済産業省産業技術環境局環境経済室：服部室長、須摩課長補佐
環境省地球温暖化対策課市場メカニズム室：伊藤室長補佐、崎枝主任
農林水産省大臣官房政策課環境政策室：中川室長
林野庁森林整備部森林利用課森林吸収源情報管理官室：河内課長補佐

1. 制度文書改定に関する審議・その1（実施要綱及び実施規程の改定）

- ・Jークレジット制度の2030年度までの延長に係る制度文書の改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

2. 制度文書改定に関する審議・その2（実施規程の改定）

- ・追加性評価で考慮すべき費目の補足に係る制度文書の改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

3. 方法論改定に関する審議・その1（方法論 EN-S-016 の改定）

- ・異なる JIS 規格で測定されたカタログ値の換算方法、電力消費量のモニタリングの省略に係る方法論の改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

4. 方法論改定に関する審議・その2（方法論 EN-R-001 の改定）

- ・木質ペレットの単位発熱量、製造に係る付随的排出量等のデフォルト値の設定に係る方法論の改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

5. 方法論改定に関する審議・その3（方法論 EN-S-004 の改定）

- ・更新プロジェクトにおける更新前設備の利用年数の上限の考え方に関する注記を追加する方法論の改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

6. その他（報告）

- ・今後のスケジュール、G7 伊勢志摩サミットのカーボン・オフセット、Jークレジット制度の現状について事務局より説明した。

7. 委員の発言及び質疑

<制度文書改定に関する審議・その1（実施要綱及び実施規程の改定）>

（二宮委員）

- ・プロジェクト登録要件②「平成 25 年 4 月 1 日以降に実施されたものであること」について、J-クレジット制度の発足当時には合理的な要件であったが、本改定でJ-クレジット制度が 2030 年度まで延長された場合、将来的には過度に古い設備によるプロジェクトでJ-クレジットを創出することが可能になる。その点についてはどのように考えているのか。

（事務局（経済産業省））

- ・ご指摘の点については、今後の検討課題として問題意識を持っている。今後の運営委員会で改めてご相談させていただきたい。

（二宮委員）

- ・改定案では「認証対象期間が終了したプロジェクトと同一内容の排出削減・吸収活動を再び登録することは認めない」とのことであるが、吸収プロジェクトにおいて、同一の森林経営計画の対象地内であっても別の林班で新たに間伐を実施すれば再登録することは可能であるのか。

（事務局（林野庁））

- ・同一の森林経営計画の対象地におけるプロジェクトであっても、その計画に基づき、新たな認証対象期間内に間伐が計画されていれば、同一の吸収活動とは見なされず、改めて登録することが可能となる。

（事務局（経済産業省））

- ・森林経営活動プロジェクトに係る「同一の活動」の考え方については、J-クレジット制度ホームページ上の Q&A 等で提示する予定である。

（須藤委員）

- ・実施要綱では、年度の途中で認定された森林経営計画によるプロジェクト登録を許容している。一方、実施規程では、毎年度の森林経営計画等を翌年度 6 月 30 日までに提出するよう要求している。これは、プロジェクト登録時点で森林経営計画がなくても登録は可能であり、翌年度の 6 月までに事後的に提出がされれば問題ないということか。

（事務局（経済産業省））※後日、事務局より個別に回答

- ・方法論は、認定済みの森林経営計画に沿ってプロジェクトが実施されることを要求しているため、プロジェクト登録時点で森林経営計画は必要である。実施要綱では、森林経営計画が認定された日以降を、認証対象期間の開始日と定めている。また、年度途中からの森林経営計画であっても、それを翌年度 6 月 30 日までに提出する。

<方法論改定に関する審議・その1（方法論 EN-S-016 の改定）>

（二宮委員）

- ・方法論に掲載される換算表は事務局が作成したものか。あるいは国等の公的機関が作成したものか。

(事務局 (経済産業省))

- ・各メーカーが JIS 規格に基づき作成したものであり、信頼できるものと考えている。

(前田委員)

- ・この換算表の内容について、メーカー側で修正が行われた場合にはどのように対応するのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・利用実績のある方法論については定期的にメンテナンスを実施しており、修正・誤りが判明次第、対応する。

(前田委員)

- ・誤りが残ったままであると問題となる可能性があるため、メンテナンスは短いインターバルで実施する必要がある。

(大塚委員)

- ・方法論に掲載される換算表の内容について、国や認定機関等の第三者によってチェックされているのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・メーカーが表示している値については、あくまで各メーカーが JIS 規格に基づき測定した値であり、国として第三者チェック等は実施していない。しかし、換算表の掲載については日本電機工業会とも相談させていただいており、その結果、適切と判断した内容であり信頼できるものと考えている。

(大塚委員)

- ・事務局・制度管理者としてチェックを実施していないとすると、換算表の内容に修正・誤りが判明することはないのではないか。

(事務局 (経済産業省))

- ・先ほどの前田委員のご指摘はメーカー側における自主的な修正等に関するものであり、そのような修正・誤りについて事務局で確認している。

(大塚委員)

- ・メーカーが提示する値が必ずしも信頼できるとは限らず、第三者チェック等の体制を整える必要があると考える。

(山地副委員長)

- ・大塚委員のご指摘はごもっともであり、メーカーの提示する値を制度として利用する際には慎重を期す必要がある。ただ、本改定で方法論に掲載する換算表は、現在できうる最善の策と考えられ、今回の審議では承認しても問題はないと考える。

(須藤委員)

- ・方法論「6. モニタリング方法」について、 EL_{PJ} の単位が「kWh/年」となっているが、認証期間は1年間とは限らないため「kWh」ではないか。

(事務局 (経済産業省))

- ・方法論の記載方法はプロジェクト計画書の記載方法を想定したものであり、プロジェクト計画書では年度ごとの排出削減・吸収量を算定することになっている。そのため、「kWh/年」という記載としている。これは全方法論で共通したルールである。実際の排出削減・吸収量を算定する際には、ご指摘の通り「kWh」となる。

<方法論改定に関する審議・その2 (方法論 EN-R-001 の改定) >

(丸山委員)

- ・付随的排出量の算定においてデフォルト値は保守的に設定されており、負担が大きいとはいえ実測した方がより多くのクレジットを得られると考えられる。実測した場合のインセンティブについては事業者へ適切に伝えられているのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・付随的排出量を実測した場合のメリットについては、事業者に対して適切に伝えきれてはいないため、今後、事業者とソフト支援機関に対して案内していく。

<方法論改定に関する審議・その3 (方法論 EN-S-004 の改定) >

(二宮委員)

- ・本改定における「相当広範囲」は解釈が困難であるが、それは認証委員会で個別に審議・判断するという事か。

(事務局 (経済産業省))

- ・ご指摘の通りである。

(二宮委員)

- ・家庭用マルチエアコンや、事業所マルチエアコン等は原則6年であると考えますが、問題はなにか。

(事務局 (経済産業省))

- ・設備によって個別の事情等が考えられるので、本改定で一概に示すことは難しい。事務局への問合せや事前相談の過程で対応していく。

<その他 (報告) >

(大塚委員)

- ・G7 伊勢志摩サミットのカーボン・オフセットについて、法人・自治体からの寄付・提供で不足した分は国が保有するクレジットを利用したとのことであるが、過去に購入した京都クレジット等を利用したのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・家庭における太陽光発電の導入等、大規模なプログラム型プロジェクトを経済産業省が実施しており、そこで創出されたJ-クレジットを利用した。

(大塚委員)

- ・ G7 伊勢志摩サミットのカーボン・オフセットに参加した法人・自治体について、サクセスストーリーを明確にして、大々的に PR するべきであると考えている。

(事務局 (経済産業省))

- ・ 近々公開される報告書について、広く周知できるよう努める。

(大塚委員)

- ・ J-クレジット制度の現状について、第 19 回認証委員会を経て認証見込量が大幅に伸びているが、その理由は何か。

(事務局 (環境省))

- ・、経済産業省主導の大規模なプログラム型プロジェクトが登録されたことによる増大である。

(大塚委員)

- ・ 認証見込量と認証量の乖離は何か。前者は 2020 年度までの認証見込量であり、後者はその時点までの認証量であるため、このような乖離が生じているという理解でよいか。

(事務局 (環境省))

- ・ ご指摘の通りである。2020 年度になれば、両者の乖離は小さくなる。

以上

文責：事務局